

農地中間管理事業による利用権設定

農地の借り手・貸し手に以下のようなメリットがあり、
農地中間管理事業(公社)の活用を推進(国も積極的な推進)

〔貸し手〕

- 公社を通じて確実に賃料が支払われる。
- 貸借した農地は期間満了で確実に戻る(希望すれば継続も可能、次の借り手も公社が探す)。
- 所有する全農地を、新たに、一括して、公社に10年以上貸し付けた場合、固定資産税の軽減(1/2の軽減)が一定期間、受けられる。
- 公的機関なのでマイナンバーの管理も安全。

〔借り手〕

- 賃借料の支払が公社への一括で済むので事務軽減になる。(公社に払うだけ。それぞれの地主への支払は公社が行い、振込手数料は公社が負担)
- 公社から、集落営農と個別農家や、集落営農間の農地の権利の交換の提案が受けられ、分散錯圖の解消の取組につながる。その際、借主の変更だけで済むなど集約化が進め易い。
- 国の事業(経営体育成支援事業)の採択ポイントについては、公社の活用実績が高まれば、事業主体の採択ポイントが高くなるとともに、県配分点数も増(低くなれば、県配分点数の減少)。

〔共通〕

- 通年や期間借地(検討中)の対応が可能。期間は10年を基本としながらも、5年の対応が可能。
- 期間満了後の更新手続きについては、公社が全面的に支援。
- 担い手に農地が集まっていない中山間地域等においては、機構集積協力金の対象となる場合がある。
- 県独自事業の集落営農組織法人化推進事業において、農地中間管理事業の活用していることを要件化(検討中)

個人農家(特に大規模農家)にとってメリットがあることから、新規貸付や更新時にも農地中間管理事業を推進